

熱中症対策行動計画 概要

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は増加傾向にあり、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念され、これまでの取組を超えた対応が求められる。

このため、従来の熱中症関係省庁連絡会議を「熱中症対策推進会議」と改め、より強力な体制を構築した上で、特に死亡者数の多い高齢者向けの対策や、地域や産業界との連携強化といった重点対策をまとめた「熱中症対策行動計画」を策定し、各主体が一体となった熱中症対策の計画的な推進を図る。

<目標>

○中期的な目標：

熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数年 1,000 人以下を目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。

○令和3年夏の目標：

「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動の定着を目指す。

<重点対策>

1. 重点対象分野

➤ (1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- ・高齢者が、エアコンを適切に使用しない理由等を勘案しながら、関係府省庁が持つ熱中症対策に関する知見を、高齢者等の視点に立って伝わりやすいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、各府省庁連携して様々なルートを通じてワンボイスで伝え、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。

➤ (2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- ・教育機関、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、それぞれの管理者等が、熱中症警戒アラートの活用や、暑さ指数の測定・活用などにより、各現場に応じた熱中症対策が徹底されるよう、関係府省庁が連携して、各種ホームページやアプリ、通知等も利用した情報提供等の支援を実施。

➤ (3) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

- ・マスク着用と熱中症の関係などを含めた、『新しい生活様式』における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見を得ながら、各種のリーフレットやホームページ、通知等を活用し、新しい知見を随時盛り込んだ対応策の周知を徹底。

- **（４）東京オリンピック・パラリンピック競技大会における熱中症対策の促進**
 - ・東京大会において、多言語での普及啓発、主要競技会場周辺の暑さ指数(WBGT)等の情報発信、外国人向けの熱中症予防・対処方法、コロナ対策と暑さ対策の両立を図るための情報発信等、組織委員会や東京都等と連携して、大会本番の熱中症対策に万全を期すため、一層対策を推進する。

2. 連携の強化

- **（１）地域における連携強化**
 - ・地方公共団体を中心とした、地域における熱中症対策推進のための連携体制の構築を図り、熱中症警戒アラートや暑さ指数などの適時・的確な情報の発信と伝達、気候変動を踏まえた熱中症対策の立案等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、高齢者等の熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業の取組や連携を促し、地域を支援する。
- **（２）産業界との連携強化**
 - ・熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進に繋がるよう、産業界との連携を強化する。また、熱中症予防に関する機器や商品等の普及を促進する。特に、エアコンについては、シーズン前の早期点検や適切な室温管理等の使用方法の呼びかけなど、特に高齢者等を意識した対応を進める。

3. 広報及び情報発信の強化

- ・これまで毎年7月に実施してきた熱中症予防強化月間を、令和3年度から「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年4月～9月）として、関係府省庁の連携を強化して広報を実施することにより、効果的に国民の予防行動につなげる。また、令和3年度から全国展開する「熱中症警戒アラート」について、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報共有を行う。

<基盤となる取組>

- 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供
- 調査研究等の推進

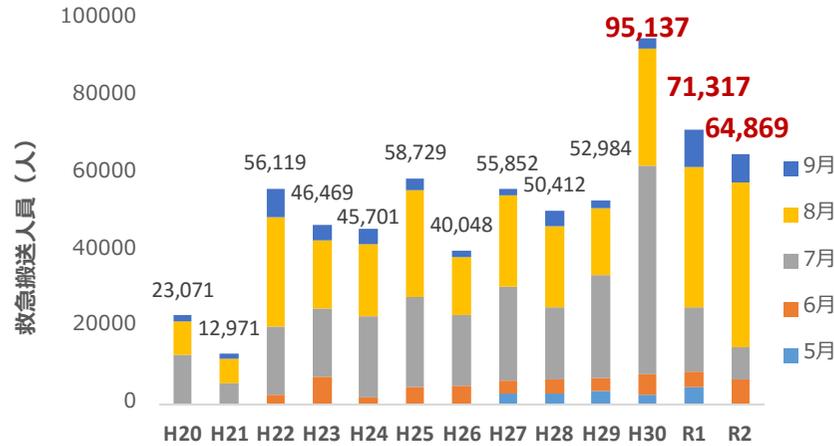
<推進体制及び行動計画の見直し>

- 環境大臣（議長）及び関係府省庁局部長級による熱中症対策推進会議の開催
- PDCAサイクルを確立し、必要に応じて柔軟に行動計画の見直しを実施

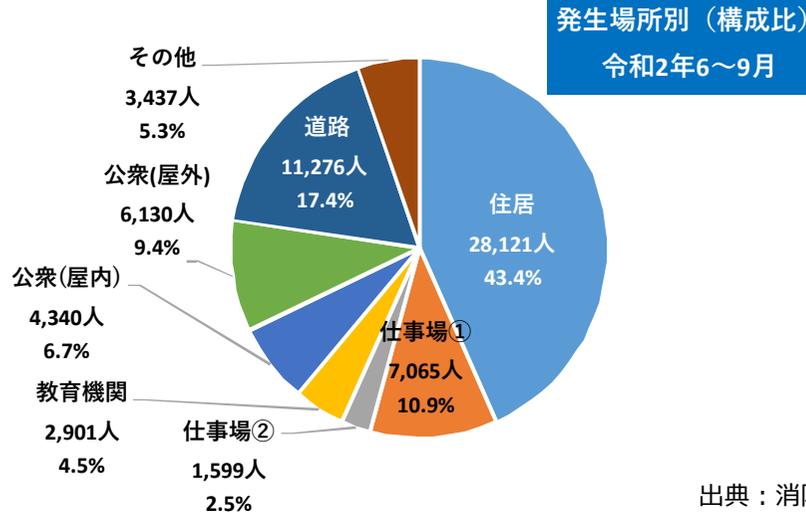
※別紙：関係府省庁の令和3年度予算、広報取組一覧

熱中症による救急搬送人員の状況

直近の3年間に最も搬送人員が多く発生

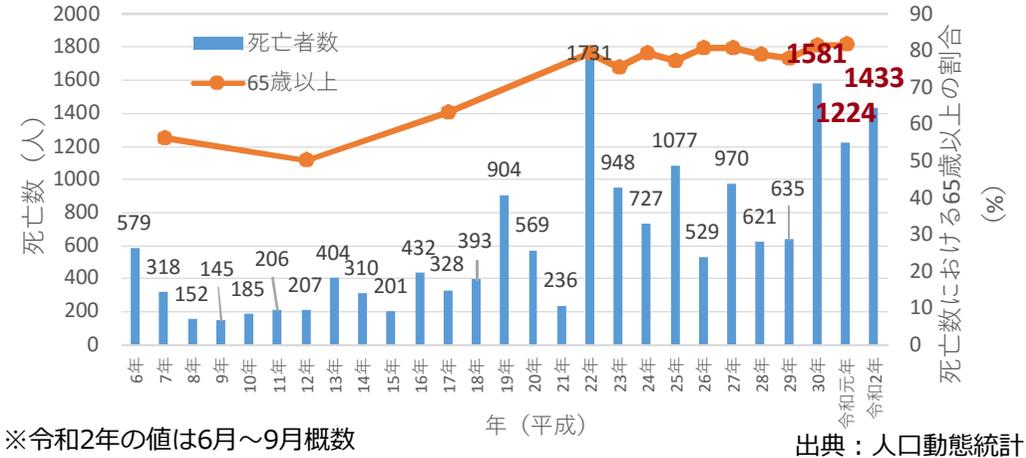


教育機関、仕事場、公衆における搬送人員が全体の34%を占めている



熱中症による死亡者の状況

平成30年以降1,000人を超えている

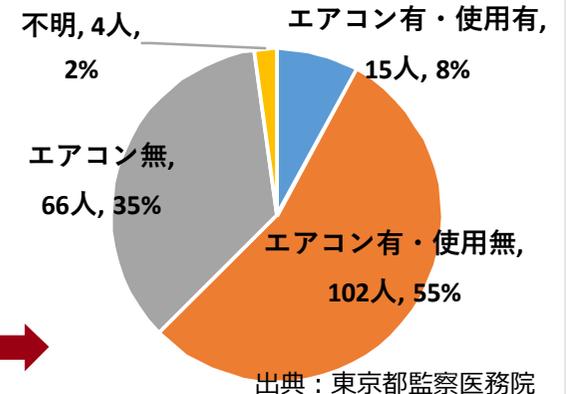


令和2年夏の東京都23区における熱中症死亡者の状況

計200人 (速報値) のうち

- 約9割は65歳以上の高齢者
- 約9割は屋内
- 屋内での死亡者のうち、約9割はクーラーを使用していなかった

エアコン設置有無・使用状況別



これらの課題に対応するため、政府の「熱中症対策推進会議」において新たに「熱中症対策行動計画」を策定し、関係府省庁が一体となって熱中症対策を推進する。

< 中期的な目標 >

熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数年1,000人以下を目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。

< 令和3年夏の目標 >

熱中症警戒アラートなどに基づき、国民、事業所などによる適切な熱中症予防行動の定着を目指す。



（1）高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

・熱中症対策に関する知見を、高齢者等の視点に立って伝わりやすいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、各府省庁連携して様々なルートを通じてワンポイントで伝えます。



（2）管理者がいる場等における熱中症対策の促進

・教育機関、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、熱中症警戒アラートの活用や、暑さ指数の測定・活用などにより、各現場に応じた熱中症対策を徹底します。



（3）新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

・マスク着用と熱中症の関係などを含めた、『新しい生活様式』における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見を得ながら、新しい知見を随時盛り込んだ対応策の周知を徹底します。



（4）東京オリンピック・パラリンピック競技大会における熱中症対策の促進

・多言語での普及啓発、主要競技会場周辺の暑さ指数（WBGT）等の情報発信等、組織委員会や東京都等と連携して、大会本番の熱中症対策に万全を期します。

1.重点対象分野

2.連携の強化



（1）地域における連携強化

・地方公共団体を中心とした、地域住民の熱中症予防行動を促進。
また、高齢者等の熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業と連携

（2）産業界との連携強化

・熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進に繋がるよう、産業界との連携を強化

3.広報及び

情報発信の強化



● 熱中症予防強化キャンペーン

・これまで毎年7月に実施してきた熱中症予防強化月間を、令和3年度から「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年4月～9月）として、関係府省庁の連携を強化して広報を実施します。

● 熱中症警戒アラート

・令和3年度から全国展開する「熱中症警戒アラート」について、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報発信し熱中症予防行動を促します。

熱中症対策行動計画

令和3年3月25日

熱中症対策推進会議決定

熱中症対策行動計画

令和3年3月25日
熱中症対策推進会議

目次

はじめに	3
第1. 熱中症の現状	4
第2. 目標	9
第3. 重点対策	10
1. 重点対象分野	10
(1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の促進	10
(2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進	11
(3) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立	13
(4) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における熱中症対策の促進	14
2. 連携の強化	15
(1) 地域における連携強化	15
(2) 産業界との連携強化	17
3. 広報及び情報発信の強化	18
第4. 基盤となる取組	20
1. 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供	20
2. 調査研究等の推進	20
第5. 推進体制及び行動計画の見直し	21
1. 推進体制	21
2. 行動計画の見直し	21

はじめに

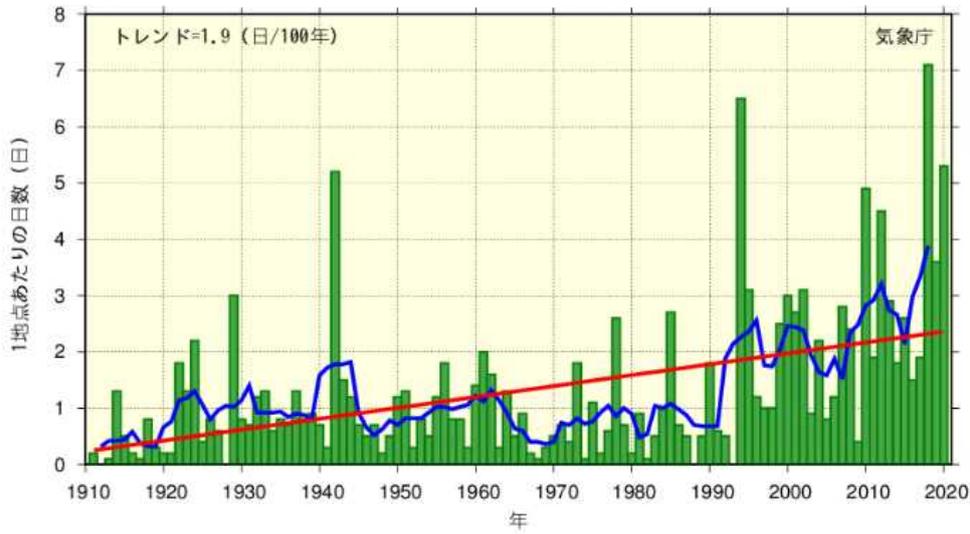
気候変動の影響により、年平均気温は世界的に年々上昇しており、我が国においても上昇傾向にある。特に1990年代以降、夏季に高温となる日が頻出している(図1)ことから、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は増加傾向にあり、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。そうした状況等を踏まえ、令和2年11月には衆参両議院で気候非常事態宣言が決議された。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行下では、熱中症と新型コロナウイルス感染症の初期症状が似ていることから、医療現場の負担につながるおそれがある。令和3年も新型コロナウイルス感染症は予断を許さない状況にあり、また、夏季には東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)の開催が予定されており、熱中症が国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

熱中症対策は、政府が重点的に取り組んでいる気候変動対策の適応策の中でも、国民の命や健康に直結する重要な課題である。関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたる。そこで、政府においては、平成19年から熱中症関係省庁連絡会議を開催し、各種の取組を進めてきた。しかしながら、近年の熱中症発生の増加傾向や、今後の気候変動の影響を考慮すると、状況はますます悪化していくことも懸念されること、特に令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響や東京大会の開催を控えていることから、従来の取組を超えた対応が求められる。

このため、政府においては、従来の熱中症関係省庁連絡会議を改め、熱中症対策を一層推し進めるため「熱中症対策推進会議」を開催し、より強力な体制を構築した上で、特に死亡者数の多い高齢者向けの熱中症対策や、地域や産業界との連携強化などの重点対策を体系的にまとめた「熱中症対策行動計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとする。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる疾病である。本計画により、熱中症に係る諸課題を踏まえつつ、熱中症対策の中期的な目標と令和3年夏の目標を設定し、政府、地方公共団体、産業界、各種団体、国民の各主体が一体となった熱中症対策の計画的な推進を図り、もって国民の健康な生活の確保に寄与することを目指す。

<図1 全国（13地点平均）日最高気温 35℃以上の年間日数（猛暑日）>

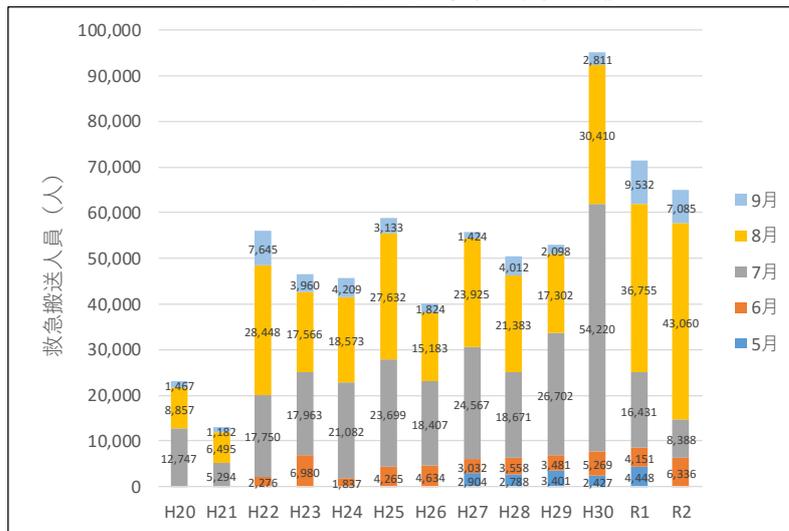


第1. 熱中症の現状

(熱中症による救急搬送人員、死亡者数の推移)

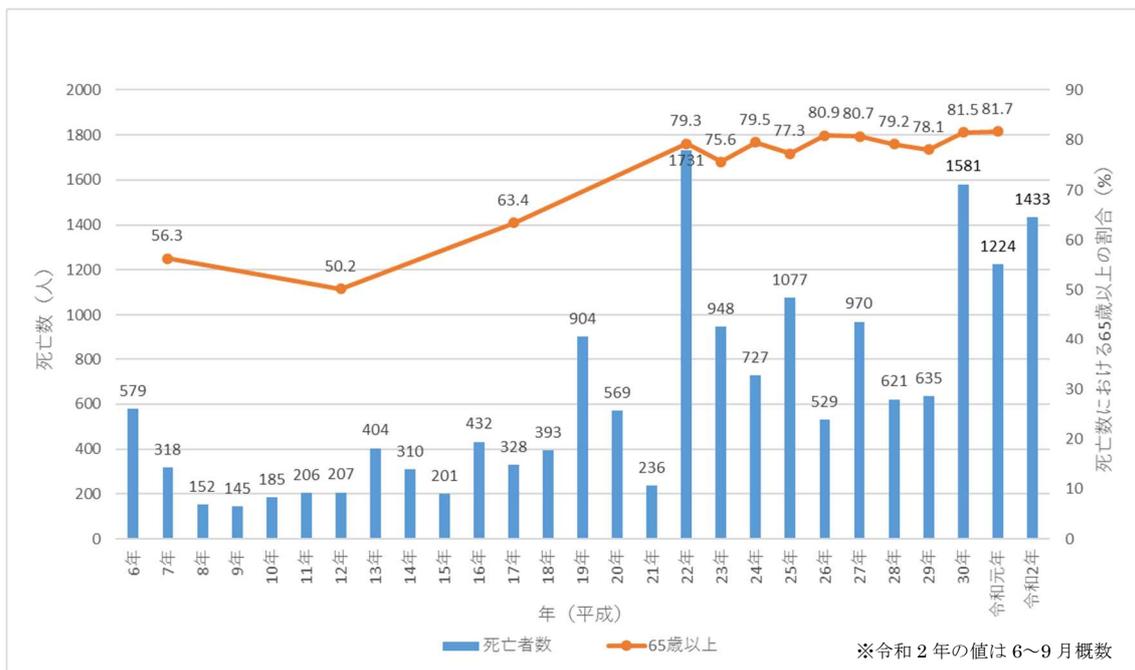
近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高水準で推移している。令和2年6～9月の救急搬送人員は調査開始以降、過去3番目に多い約6万5千人となり、直近の3年間で最も搬送人員が多く発生している(図2)。熱中症による死亡者数も、令和2年6～9月には過去3番目に多い1,433人(概数)となっており、平成30年以降は千人を超えている状況が続いている(図3)。

<図2 熱中症による救急搬送人員の年次推移>



出典：消防庁 HP

<図3 熱中症による死亡者数の年次推移>

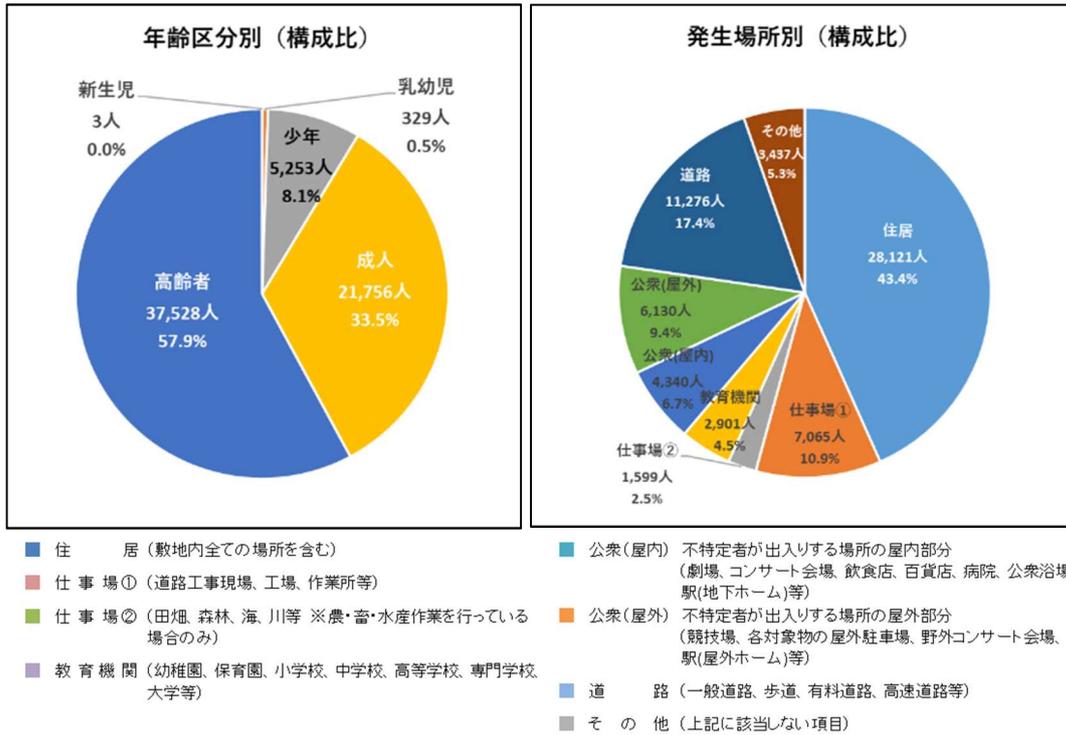


出典：人口動態統計

(高齢者における熱中症発生状況)

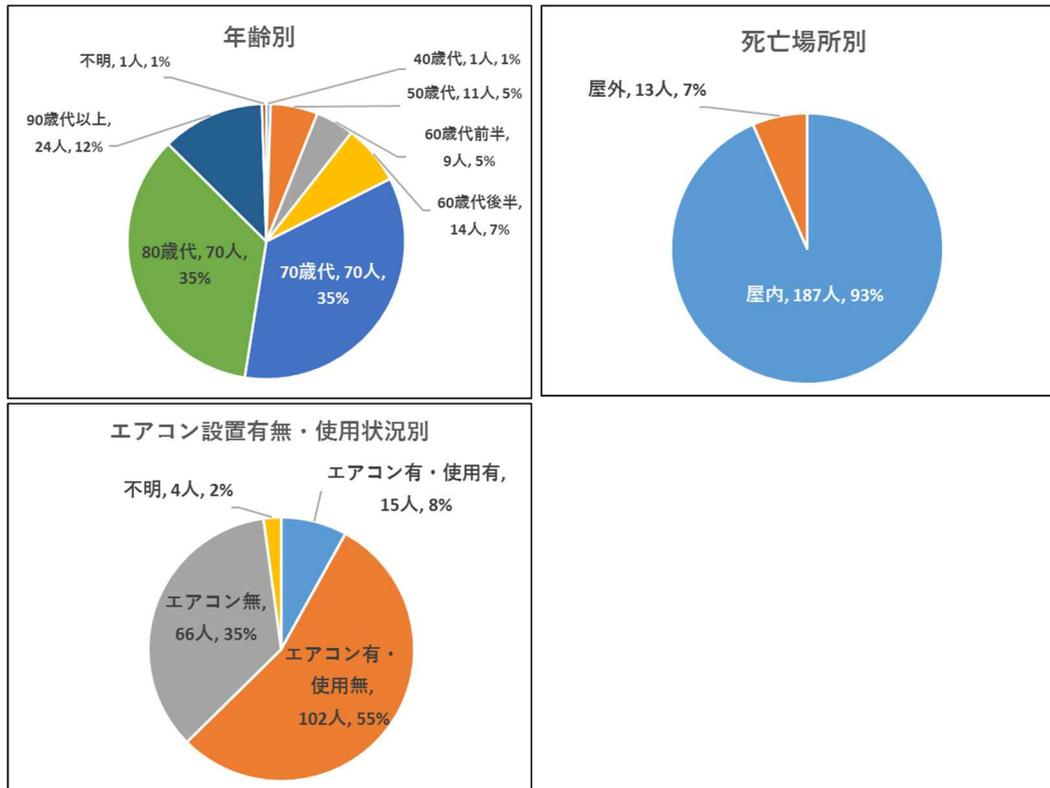
熱中症による救急搬送人員の5割以上は65歳以上の高齢者となっている(図4)。平成22年から令和元年にかけて熱中症による死亡者の約8割を65歳以上の高齢者が占めている(図3)。特に令和2年夏の東京23区における熱中症による死亡者(200人)の内訳をみると、約9割が65歳以上の高齢者であり、約9割が屋内で亡くなり、屋内で亡くなった方のうち約9割がエアコンを使用していなかったことが明らかになっている(なお、屋内で亡くなった方のうちの約7割は単身者である)(図5 東京都監察医務院による令和2年11月時点の速報値)。

<図4 令和2年6～9月の熱中症救急搬送人員（年齢区分別、発生場所別）>



出典：消防庁 HP

<図5 令和2年夏の東京都23区における熱中症死亡者数の内訳>

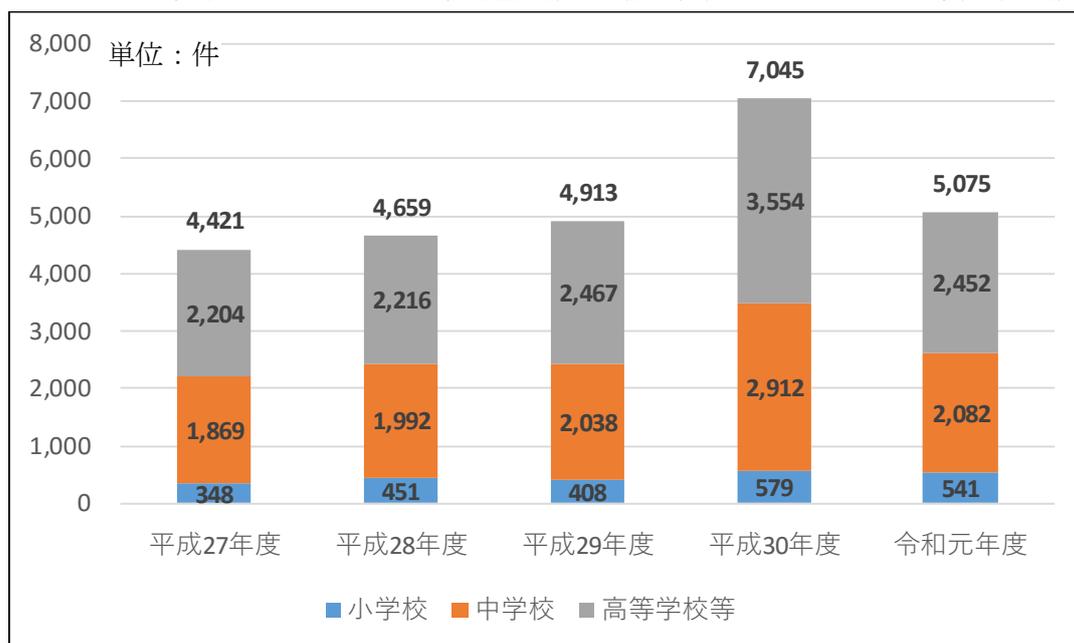


出典：東京都監察医務院

(管理者がいる場等での熱中症発生状況)

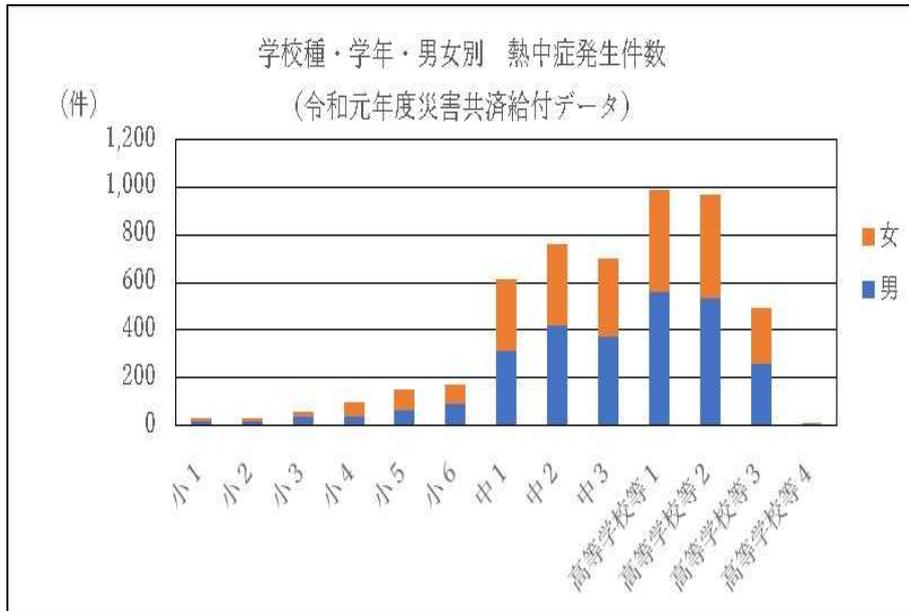
救急搬送人員の発生場所別の内訳をみると、仕事場等の業務中や、教育機関、公衆で搬送されている人数が34%を占めている(図4)。これらの場所では、管理者等がいることが想定される。このうち、学校現場においては、熱中症事故の発生件数(災害共済給付制度による医療費支給件数)が毎年約5,000件程度となっており、また、学校種別では中学校・高等学校等の発生件数が多くなっている(図6・図7)。職場においては、熱中症による死亡者数及び休業4日以上業務上疾病数は、平成30年は1,178人、令和元年は829人、令和2年は919人(令和3年1月15日時点速報値)となっており、直近3年は特に人数が多くなっている(図8)。一方で、農業のような個人経営体が多くを占めるような産業においても、熱中症による死亡事故が発生しており、特に高齢農業者の割合が高くなっている(図9)。このように、管理者がいる場等でも毎年一定程度の熱中症患者が出ており、その年の暑さによって多少の増減はあるものの、高い水準にある状況が続いている。

<図6 学校現場における熱中症事故発生件数(災害共済給付制度による医療費支給件数)>



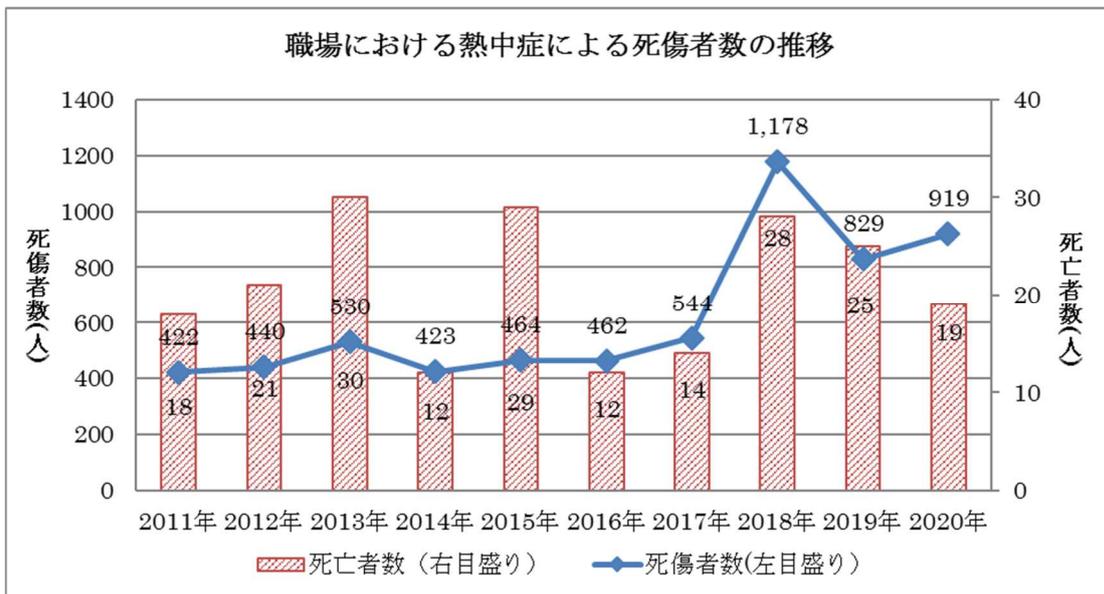
出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター提供資料

<図7 学校種・学年・男女別 熱中症発生件数（令和元年度災害共済給付データ）>



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター提供資料

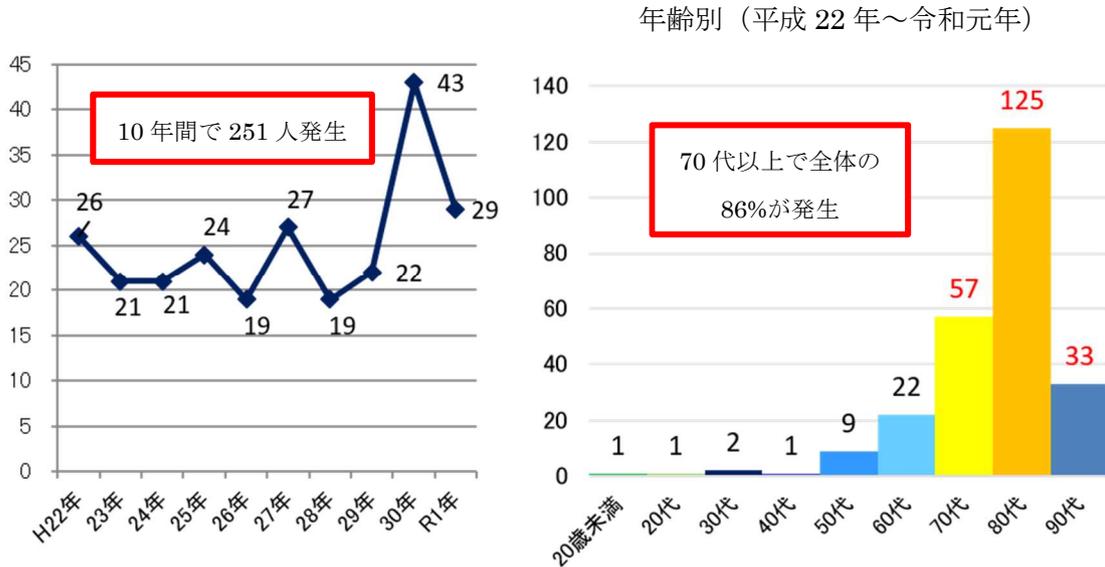
<図8 職場における熱中症死傷者数推移>



※2020年の件数は2021年1月15日時点の速報値である。

出典：厚生労働省「業務上疾病調」

<図9 農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況>



出典：農林水産省調べ（道府県職員が厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により調査）

(令和3年夏の天候の見通し)

令和3年2月に気象庁が発表した季節予報によると、令和3年夏の天候は、「全国的に暖かい空気に覆われやすく、気温は北・東・西日本で平年並か高く、沖縄・奄美で高い」見通しである。

第2. 目標

中期的な目標及び令和3年夏の目標を下記のとおり定める。

○中期的な目標：

熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数年1,000人以下を目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。

○令和3年夏の目標：

「熱中症警戒アラート」などにに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動の定着を目指す。

第3. 重点対策

「第1. 熱中症の現状」を踏まえ、令和3年夏の目標の達成を目指した熱中症対策の「重点対象分野」として、

- ・死亡者数の多い「高齢者等の屋内での対策」
- ・過去に比べて熱中症の患者数が高い水準にあり、現場によって取組状況に差が見られる「管理者がいる場等での対策」
- ・「新型コロナウイルス感染症対策との両立」
- ・「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における対策」

に力点を置いて、対策を強化する。

また、これらの対策を全国で徹底するために、

・地方公共団体を含む地域における連携や、産業界との連携を強化する。

さらに、適時・適切なタイミングでの適切な予防行動を促すために、広報及び情報発信を強化する。

重点対策それぞれの課題について、対応方針に沿った具体的施策を集中的に講ずることにより、政府、地方公共団体、産業界、各種団体、国民の各主体が一体となって、熱中症警戒アラート等に基づき適切な熱中症予防行動をとることが定着するよう、取り組むものとする。

1. 重点対象分野

(1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

<課題>

「第1. 熱中症の現状」のとおり、熱中症による死亡者の多くが屋内の高齢者である大きな要因としては、高齢者が暑さやのどの渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることから、自覚が無いまま熱中症にかかる危険性があることや、エアコンの適切な利用についての知識不足等（「エアコンは身体に悪いのではないか」等の誤ったイメージにより使用を控える等）のために、高齢者やその周囲の人が、具体的な熱中症予防行動に移せていないことが挙げられる。また、高齢者（中でも特に単身高齢者）、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者等の、熱中症となるリスクの高いいわゆる「熱中症弱者」についても、それぞれの特徴に応じた対応を講ずる必要がある。

<対応方針>

高齢者が、エアコンを適切に使用しない理由等を勘案しながら、関係府省庁が持つ熱中症対策に関する知見（健康上の留意点、エアコン利用の必要性や効果的な使い方、熱中症の初期症状、予防法や応急処置等）を、高齢者等の視点に立って伝わりや

すいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、各府省庁が連携して、自治体や各府省庁が所管している団体を始めとした様々なルートを通じてワンボイスで伝えていく。これにより、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。また、高齢者以外の熱中症弱者に対しても、それぞれの特徴を勘案しながら、関係者の協力も得つつ、伝わりやすいようなワンボイスでの普及啓発・情報伝達を一層推進する。

<具体的施策>

ア. 高齢者や子ども、障害者等の「熱中症弱者」に対する熱中症対策

- 高齢者にとって伝わりやすいよう内容を取りまとめたリーフレット等の資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。
- 高齢者や子ども、障害者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域作りを目指し、地方公共団体の取組を支援する。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。
- 地方公共団体の見守り活動、ゴミ出し支援等の行政サービスや、地域の事業者とも連携した、熱中症弱者への見守り・声かけ活動を強化する。
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを周知する。

イ. ワンボイスでの普及啓発及び情報伝達による熱中症対策

- 熱中症についての関係府省庁がもつ基礎的な知識や予防法等をまとめた、国民向けの統一的なマニュアルやポスター・リーフレット等の予防啓発コンテンツの作成・配布を行い、各省庁の様々なルートやツール等を活用して情報提供することで、ワンボイスでの熱中症予防に対する注意喚起を強化する。
- 政府一体となった熱中症関連情報の提供に向けて、関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを作成する。
- 人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように助けるナッジの活用を含めた啓発方法等を検討し、実施する。

(2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進

<課題>

教育機関、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場等においても、一定程度の熱中症患者が毎年発生しており、その年の暑さによって多少の増減はあるものの、中にはその数が高い水準となっている状況も見られる。この背景の一つとして、各現場によって具体的な熱中症対策の対応に差があることが挙げられる。例えば、学校現場については、令和2年に関東甲信地方（1都

8 県) の教育委員会に対して実施したアンケートにおいて、学校向けの指針等の作成を実施すべきだできていないとの回答が多く、必要性が認識されているものの実際には実施できていない対応があることが明らかになった。

管理者がいる場等においては、熱中症対策を強化・徹底することによって、熱中症の発症を防止できる可能性が高いことから、重点的に熱中症対策を強化していくことが効果的である。

<対応方針>

教育機関、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、それぞれの管理者等が、熱中症警戒アラートの活用や、暑さ指数 (WBGT) の測定・活用、各種ガイドライン・マニュアル類の活用などにより、各現場に応じた熱中症対策が徹底されるよう、関係府省庁が連携して、各種ホームページやアプリ、通知等も利用した情報提供等の支援を実施する。

<具体的施策>

ア. 学校現場における熱中症対策

- 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、普及する。
- 学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。
- 学校安全ポータルサイトや教職員、教育委員会関係者が登録している文科省メールマガジンにて注意喚起する。
- 公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援する。また、夏の日差しを遮る、風通しを良くするなど校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。

イ. 職場における熱中症対策

- 職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に周知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。
- 事業者の管理下での労働衛生管理に加え、令和3年は暑さ指数 (WBGT) 値の現場での実測に重点を置き、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を推進する。
- 職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防の知見や現場での取組、労働衛生教育を支援する。

ウ. 農業現場における熱中症対策

- 農作業中の熱中症事故防止に向けて、春の農繁期や熱中症予防強化キャンペーン期間を中心に、農業者や農業法人等に対して、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する。
- 農林水産省が運営する「MAFF アプリ」を活用し、熱中症警戒アラートの発信情報を農業者等に対して、プッシュ式で提供する。
- メールマガジンや Facebook 等様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、熱中症リスクに応じた注意喚起情報等をきめ細かく提供する。

エ. スポーツ施設における熱中症対策

- スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けて周知を図るとともに、各協議会、研修等で注意喚起を実施する。
- SNS 等を通して、スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して注意喚起を実施する。

オ. イベント時の熱中症対策

- 夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く配布するとともに、ホームページ上で公開し、イベント主催者の活用を促す。

カ. 災害時の避難所での被災者・支援者における熱中症対策

- 災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集・分析・評価し、効果的な対策手法について検討し、対応マニュアル等の作成やリーフレット等での普及啓発等を行う。
- 災害発生前及び災害発生時に、事務連絡を発すること等により、熱中症予防の周知を関係機関に依頼する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

<課題>

新型コロナウイルス感染症については、令和3年2月よりワクチン接種が開始されたものの、引き続き予断を許さない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症と熱中症は、発熱等の初期症状が似ていることから、医療現場における負担の増加や、日常生活において混乱を招く可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着用している場合、着用していない場合と比べて、心拍数、呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど身体への負担をかけることから、夏季の高温や多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクを高めるおそれがある。このため、令和2年夏の経験も踏まえつつ、科学的知見（エビデンス）を基に、さら

に効果的な対応を進める必要がある。

<対応方針>

マスク着用と熱中症の関係などを含めた、『新しい生活様式』における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見（エビデンス）を得ながら、各種のリーフレットやホームページ等を活用し、適切なマスク着用方法を含め、新しい知見を随時盛り込んだ対応策について、関係機関の協力も得ながら、周知を徹底する。

<具体的施策>

新型コロナウイルス感染症を想定した『新しい生活様式』における熱中症予防の周知

- マスクの着用と熱中症の関係を含む『新しい生活様式』における熱中症予防行動について、リーフレットを作成し、ホームページ等を通じて周知する。特に令和3年度については、これまでに得られた新しい知見を随時盛り込みつつ、適切なマスク着用方法を推進するなど、普及啓発をさらに強化する。
- 学校生活・スポーツ時における新型コロナウイルス感染症の感染予防と熱中症予防について、関係機関の協力も得ながら、周知する。
- 新型コロナウイルス感染症予防策と熱中症の関係について、『新しい生活様式』に即した熱中症のリスクの評価や、診断・予防・治療法確立のための研究調査分析を行う。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における熱中症対策の促進

<課題>

東京大会は、暑さが厳しい時期（7月下旬～9月上旬）に開催するため、アスリート等が過ごしやすい環境を整備することは極めて重要である。このため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、東京都等との緊密な連携の下、政府においては関係府省庁等がハード・ソフト両面からの暑さ対策を推進しており、令和元年夏に実施したテストイベントでの試行等も踏まえ、更なる充実を図ってきたところである。特に、日本の夏に不慣れなアスリート、大会関係者等の外国人が来訪することに加え、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策と暑さ対策の両立を図るために、引き続き、関係者との緊密な連携の下、安全・安心な東京大会の実現に向けて、取組を推進する必要がある。

<対応方針>

東京大会における暑さ対策については、多言語での普及啓発、主要競技会場周辺の暑さ指数（WBGT）の実況値や予測値についての情報発信、外国人向けの熱中症予防・対処方法に関する情報提供のほか、新型コロナウイルス感染症対策と暑さ対策の

両立を図るため、適切なマスク着用の推進や、選手村総合診療所発熱外来の設置等の取組を推進するなど、競技会場やラストワンマイル等における対策について、引き続き、組織委員会や東京都等と連携して、大会本番の暑さ対策に万全を期すため、きめ細やかな対策を一層推進する。

<具体的施策>

ア. 東京大会に向けた熱中症等関連情報の発信等

- 障害者の特性に応じた啓発資料や、多言語のリーフレット、うちわ等の啓発資料を、ホームページ等により情報発信する。
- 東京大会の主要競技会場周辺 17 地区の暑熱環境を調査、公表するとともに、組織委員会を含む関係機関に提供する。また、全競技会場周辺の暑さ指数(WBGT)の実況値、当日から翌々日までの予測値を、多言語(4か国語)でホームページを通じて発信する。
- 競技会場やラストワンマイル等における暑さ対策について、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図るため、リーフレットやホームページ等での周知を通じた適切なマスク着用の推進、選手村総合診療所発熱外来の設置等、組織委員会や東京都等と連携して実施する。

イ. 外国人向けの熱中症対策

- ホームページ等を通じて、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を多言語により発信する。
- 災害時情報提供アプリ「Safety tips」(14か国語)において、熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する。
- 熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド(16か国語)を、消防庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」(15言語)を、全国の消防本部へ導入することを推進する。

2. 連携の強化

(1) 地域における連携強化

<課題>

地域においては、地方公共団体が、住民への働きかけを含め、熱中症対策において重要な役割を担っているが、現状では、地方公共団体によってその取組に差が見られる。また、地方公共団体と地域の各種団体や民間企業との連携状況などにも、差が見られている。特に、令和2年夏に関東甲信地方で「熱中症警戒アラート」を試行した際には、周知期間が短かったことも原因の一つであるが、地域の中で有効な活用に至

らなかつたり、情報共有が上手くいかなかつたりした場合も見られ、地域における連携した取組に課題が残った（当該地方公共団体に対して事後に実施したアンケート（回答数 245 機関）では、約 27%が熱中症警戒アラートを活用していないと回答）。

<対応方針>

地方公共団体を中心とした、地域における熱中症対策推進のための連携体制の構築を図り、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）などの適時・的確な情報の発信と伝達、気候変動を踏まえた熱中症対策の立案等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、高齢者、子ども、障害者等のいわゆる熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業の取組や連携を促すとともに、ソフト・ハードともにきめ細やかな熱中症対策を行えるよう地域を支援する。

<具体的施策>

ア. 地域での「熱中症警戒アラート」等を活用した対策の推進

- 3. イの熱中症警戒アラート等を有効に活用し、地方公共団体から地域住民への適時・的確な情報の発信と伝達等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、そのための地方公共団体向け説明会等を実施する。
- 全国の地方公共団体における熱中症対策の包括的・体系的な整理及びその実行を後押しするとともに、その取組状況を把握・検証し、全国的な熱中症対策の底上げを図る。

イ. 地域の団体や民間企業と連携した見守り・声かけ等の取組の推進

- 地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業との連携した対応を行える体制・場（プラットフォーム）の整備を促す。
- 高齢者、障害者、子ども等の熱中症弱者に対する地域の団体や民間企業と連携した声かけや見守りなどの取組を推進する。
- 打ち水等をはじめとした熱中症対策に関係する地域のイベント等を活用して見守り・声かけがしやすい地域づくりを推進する。

ウ. 地域における取組の先行優良事例の普及拡大

- 地域の総合的な熱中症対策の推進を後押し、それらの先行優良事例の知見やノウハウの蓄積・共有などの支援を行い、ロールモデルを形成する。
- 各々の地域の実情や社会の仕組みに対応した、創意工夫に富んだ多様な熱中症対策を後押しするために、熱中症予防対策ガイダンスを取りまとめ、広く提供する。
- 「熱中症対策シンポジウム」等の研修会、講習会を地方公共団体等に向けて実施する。

エ. 救急業務・医療現場における熱中症対策の支援

- 熱中症傷病者に対する適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。
- 熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページを通じて周知する。

オ. 地域の民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、日よけ等の整備の推進

- 民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、公共施設等における日よけ等の整備を推進する。

(2) 産業界との連携強化

<課題>

「第1. 熱中症の現状」のとおり、熱中症による死亡者の多くは屋内の高齢者であり、エアコンが適切に使用されていないことが大きな要因と考えられる。その背景として、エアコンの使用方法やクールビズの温度設定に関する理解が十分浸透していないことなどがある。また、エアコンだけでなく、暑さ指数(WBGT)計をはじめとした、様々な熱中症予防に関する機器や飲料類等が開発されており、それらの活用により熱中症対策をさらに推進していくことが可能である。このため、政府は、産業界との対話を深め、商品開発や普及啓発について協力を求めていくなど、産業界との連携を強化していく必要がある。

<対応方針>

熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進に繋がるよう、産業界との連携を強化する。また、熱中症予防に関する機器や商品等の普及を促進する。特に、エアコンについては、シーズン前の早期点検や適切な室温管理等の使用方法の呼びかけなど、特に高齢者等を意識した対応を進める。

<具体的施策>

- 3. アの熱中症予防強化キャンペーン等を実施し、その際、業界団体等へ熱中症予防についての普及啓発、商品開発等に対するさらなる協力を依頼する。
- 適切な熱中症予防行動に繋がる情報を示す暑さ指数(WBGT)計の利用を促進するため、認知度向上を図る。
- 特に高齢者を対象とした、熱中症予防に資する家庭用機器の普及を促進する。
- 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援を実施し、推進委員会の活動について厚生労働省ホームページを通じて情報発信する。
- 熱中症対策の取組に積極的な民間企業を募り、地方公共団体や地方の団体とのマ

ッチングの場を設定するなど連携を促進し、熱中症関連ビジネスの推進につなげる。

○民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。

○エアコンについては、IoT を活用した製品や操作が簡単なリモコンが市販されていることを踏まえつつ、シーズン前の早期の点検や試運転、適切な室温管理などの使用方法、の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や民間企業にも積極的な広報活動を依頼する。

3. 広報及び情報発信の強化

<課題>

適切な予防行動が行われれば、熱中症は防ぐことが可能である。これまで、関係府省庁はそれぞれ、熱中症に関する普及啓発等の広報の実施や、高温注意情報や暑さ指数（WBGT）の提供といった情報発信、熱中症予防強化月間（例年7月。近年は7～8月）の取組を通じて、国民に広く注意喚起を行ってきた。しかしながら、近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は増加傾向にあり、これまで関係府省庁が実施してきた個別の広報や情報発信の取組では、国民の適切な熱中症予防行動に十分に結びついていない、または不十分である可能性がある。そのため、どのように広報及び情報発信を行い、いかに国民ひとり一人の効果的な熱中症予防行動につなげるか、再検討する必要がある。

<対応方針>

これまで関係府省庁が個別に実施してきた広報や熱中症予防強化月間の取組については、令和3年度から「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁の連携を強化し、より効果的に国民の熱中症に関する意識を高め、予防行動につなげる。キャンペーンの実施期間は毎年4月～9月とすることで時期に応じて適切な呼びかけを行う。また、令和3年度から全国展開する「熱中症警戒アラート」については、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報共有を行う。さらに、暑さ指数（WBGT）等の情報を国民に提供し、効果的な熱中症予防行動を促す。

<具体的施策>

ア. 熱中症予防強化キャンペーンの実施

○これまでの熱中症予防強化月間に変えて、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施し、これまでの網羅的な普及啓発ではなく、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。期間内では、大まかに次のようなテーマ設定を行う。

- 4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ
- 7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起
- 8月 全般的な熱中症対策を呼びかけ
- 9月 残暑や災害時における熱中症の注意喚起

○具体的には、国民、学校や職場等の各管理者、地方公共団体、業界団体、企業等に対して、関係府省庁が従来の個別の取組から連携を強化し、高齢者等のいわゆる熱中症弱者を主な対象として、熱中症警戒アラート発表時の予防行動を重点的に、共通事項についてはワンボイスで、各種のガイドライン、リーフレット等による普及啓発や、ホームページ、SNS、アプリ、通知等による注意喚起、イベントの開催等を行う。

イ. 熱中症警戒アラートの全国展開

- 令和2年夏に関東甲信地方で試行実施した「熱中症警戒アラート」を令和3年度から全国展開し、熱中症の危険性が極めて高いと予測される日について、国民の暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促す。
- 環境省熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省 MAFF アプリ、観光庁監修 Safety tips、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映等の様々な各種ルート、ツールを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。

ウ. 暑さ指数（WBGT）及び気温の観測・予測情報等の提供

- 全国 840 地点の暑さ指数（WBGT）を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日～翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数（WBGT）の予測値等のメール配信サービスや、CSV 形式による暑さ指数（WBGT）数値データの提供、アスファルト舗装の上等の実生活の場や地面との距離が近い子どもや車いす利用者を想定した暑さ指数（WBGT）参考値の提供など、地方公共団体による住民への熱中症予防情報提供の元となる情報を、ホームページ等を通じて発信する。
- 高温に関する早期天候情報等、時間を追って段階的に発表する熱中症対策向けの気象情報を通じて注意喚起を実施するとともに、気温の観測データ等を逐次提供する。

第4. 基盤となる取組

熱中症対策の実施に当たっては、その前提となる熱中症の発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供や、調査研究の推進など、基盤となる科学的知見(エビデンス)等を充実させる取組を継続的に実施していくことが重要である。これらの取組を推進することで、第3. 重点対策に掲げた具体的施策も、より効率的・効果的に進めることが可能となる。

そこで、下記の施策についても、関係府省庁が連携して継続的に取り組むこととする。

1. 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供

- 夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。
- 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。
- 学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。
- 職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表する。
- 農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、公表する。

2. 調査研究等の推進

- 国内の気候変動の影響評価において、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理を実施する。
- 熱中症の発生機序や原因に関する科学的知見(エビデンス)の集積や研究、分析を行う。
- 熱中症による死亡者数をより早期に公表できるような取組を検討する。
- 死亡者が発生した際のエアコンの設置・稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を把握する。

第5. 推進体制及び行動計画の見直し

熱中症対策は、政府、地方公共団体、産業界、各種団体、国民の各主体が、より連携を強化し、様々な取組について改善を重ねながら、継続的に進めていくことが重要である。そこで、政府においては、関係府省庁間の連携を強化し、より強力な体制を構築して、熱中症対策を一層進めるため、以下のように推進体制を強化する。また、取組を検証し改善につなげる PDCA サイクルを確立し、本計画については必要に応じて適宜柔軟に見直しを行っていくものとする。

1. 推進体制

政府内における連携をより強化し、熱中症対策を体系的・効果的に進めるため、令和3年度以降の推進体制として、現在の関係省庁連絡会議を廃止し、新たに「熱中症対策推進会議」を開催し、より強力な体制を構築して、政府一丸となって対策を推進する。

熱中症対策推進会議は、環境大臣を議長とし、関係府省庁の局長級を構成員とする会議体とし、政府の熱中症対策を一層推し進めるための議論を行う場として、定期的で開催する。具体的には、本計画の実施状況の確認や検証、改善、新たな施策の検討等を行う場とし、詳細は別途定める会議開催要領（「熱中症対策推進会議の開催について」）によるものとする。

2. 行動計画の見直し

今後は、本計画に基づき、関係府省庁の連携の下、具体的施策を実施するとともに、令和3年秋頃から、実施状況等の確認、取組結果の検証等を行い、令和4年夏の取組にフィードバックしていくなど、PDCA サイクルを構築し確立する。その際には、PDCA サイクルをまわすこと自体が目的ではなく、検証等により抽出した課題への効果的な対応策を、連携して追加していくことが目的であることに十分留意する。

また、熱中症の発生状況は、その年の天候によって大きく左右される可能性があることから、一定の年数の熱中症による死亡者の状況を平均して比較を行うなどの検証方法を検討する。また、定期的にアンケートやヒアリングなどを実施し、熱中症対策が国民の間で定着しているかどうかの検証を行うとともに、将来的には熱中症対策に関する何らかの「指標」を設定することも視野に入れる。

さらに、気候変動の進展、社会の高齢化等による状況変化や、それに応じた気候変動政策、福祉政策、教育政策、労働政策、都市政策、住宅政策、防災政策など他の関連する分野の政策の進捗も勘案し、誰一人取り残さないという SDGs の理念も踏まえつつ、本計画については、必要に応じて適宜柔軟に見直しを行っていくことで、より一層の熱中症対策の効果的な推進につなげていく。

<参考資料>

別紙1：関係府省庁の予算と取組

別紙2：熱中症予防強化キャンペーンのスケジュール

令和3年度熱中症関連当初予算案

省 庁 名	令和3年度 当初予算案額 (令和2年度 当初予算額)	主 な 施 策 概 要
内閣府	-	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時において、被災自治体からの具体的な要請を待たずに、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品を国が調達し被災地に緊急輸送する、いわゆるプッシュ型支援を実施する際には、季節等に応じて、避難所における熱中症対策に必要なクーラー等の冷房機器も支援する。
消防庁	<p>救急業務に関する調査の統計処理業務 5,985千円(5,985千円)の内数</p> <p>政策広報・普及啓発用資料 1,940千円 (1,940千円)の内数</p>	<p>熱中症による救急搬送人員調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の消防本部を調査対象とし、週毎に速報値、月毎に確定値を公表する。 <p>熱中症予防啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策リーフレットや、予防啓発コンテンツ(ビデオ、イラスト、音声メッセージ、ポスター、車両用シート、ツイッター)を用いた熱中症予防に対する注意喚起及び情報提供を行う。 都道府県、消防本部における取組事例を紹介し、効果的な取組みを促進する。
文部科学省	<p>公立学校施設整備費 76,833,764千円 (77,475,542千円) の内数(内閣府で計上している沖縄分を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援している。(公立小中学校等の普通教室における空調設置率は令和2年度9月1日時点で93.0%となった。)

厚生労働省	<p>新しい生活様式を踏まえた熱中症予防対策の普及啓発の強化 19,532千円（19,547千円）</p> <p>（労働基準局安全衛生部労働衛生課） 通常業務の一環として実施</p> <p>委託事業 44,768千円 （50,364千円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式を踏まえた効果的な熱中症予防の普及啓発を行っていくための経費を要求する。 ・リーフレット等を活用し、都道府県労働局や労働基準監督署において熱中症予防対策について周知・指導を行う。 ・熱中症予防対策に関する動画を作成し、ポータルサイトへ掲載すること等を検討している。
農林水産省	通常業務の一環として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業中の熱中症事故防止に向けて、春の農繁期や7～8月を中心に、注意喚起や予防法の周知を積極的に実施。 ・具体的には、行政ルート等を通じて、熱中症リスクの高い時期に、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する通知を発出。 ・また、農水省が運営する「MAFFアプリ」をはじめ、メールマガジンやFacebook等様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、熱中症リスクに応じた注意喚起情報等をきめ細かく提供。令和3年度からは、気象庁による熱中症警戒アラートの発信と連動し、MAFFアプリにおいてもプッシュ通知による発信を行う予定。
国土交通省	ヒートアイランド対策として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策に関する施策として、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」等を実施。
観光庁	通常業務の一環として実施	<p>日本政府観光局（JNTO）、JNTO認定観光案内所のほか、宿泊団体、旅行業者団体へ「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」等の災害・医療関係ツールの情報を熱中症の注意喚起に合わせて提供。</p> <p>【情報提供内容】 ○熱中症対策リーフレット（英語）（環境省作成）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時情報提供アプリ「Safety tips」 ○外国人患者を受け入れる医療機関情報を取りまとめたリスト ○具合が悪くなったときに役立つガイドブック（英語） ○訪日外国人旅行者向け海外旅行保険加入勧奨リーフレット
気象庁	通常業務の一環として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各地の気温等の観測情報及び熱中症警戒アラート等の予測情報の提供
環境省	<p>(環境安全課) 熱中症対策推進事業 171,944千円 (138,829千円)</p> <p>(大気生活環境室) クールシティ推進事業 49,555千円 (57,357千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症に関する啓発資料作成事業 環境保健マニュアルやパンフレット等の作成・配布による普及啓発を行う。 ・熱中症対策に係る指導者養成事業 自治体の担当職員や一般の方を対象にしたシンポジウムを、ICTも活用しつつ各地で幅広く開催する。 ・地域における効果的な熱中症予防対策の推進等に係る事業 全国の地方自治体における熱中症対策の包括的・体系的な整理及びその実行を後押しするとともに、全国地方自治体における取組状況を把握・検証し、全国的な熱中症対策の底上げを図る。 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策との両立等に対応した熱中症対策の検討・推進事業 「新しい生活様式」における熱中症のリスクの評価や必要な対策、ナッジの活用も含む啓発方法等について、民間企業とも連携しつつ検討を実施し、得られた結果を、啓発資料の作成、地方自治体での活用・取組等に活かす。 ・夏季の自然災害の被災者・支援者における熱中症対策事業 災害時に特有の環境や状況から発生する熱中症に関する課題を収集・分析・評価し、効果的な手法について検討、対応マニュアル等の作成や普及啓発等を行う。 ・WBGT（暑さ指数）の認知度向上・行動変容に繋がる情報発信のあり方の検討 ・暑熱対策に関する知見の収集やとりまとめ、情報発信。 ・WBGT（暑さ指数）を熱中症予防情報サイトで提供。また、WBGT（暑さ指数）予測値の精度向上及び熱中症警戒アラートの全国展開に伴うサイトの改修作業を実施。

	<p>オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業 38,945千円 (38,945千円)</p> <p>(気候変動適応室) 気候変動影響評価・適応推進事業 521,418千円の内数 (熱中症関連施策以外のものも含む) (575,829千円の内数 (熱中症関連施策以外のものも含む))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、主要競技会場周辺等のWBGT（暑さ指数）を計測。得られたデータを利用し、大会開催期間の熱中症予防情報を発信。また、競技会場内でのWBGT（暑さ指数）の計測も実施。 ・令和2年に取りまとめた気候変動影響評価報告書（暑熱関係を含む）を踏まえ、気候変動適応計画の改定を令和3年度中に行う。 ・気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、熱中症関連施策を含めた各分野における気候変動適応施策を地方公共団体や関係府省庁と連携して推進。
--	--	---

熱中症予防強化キャンペーンにおける関係府省庁取組一覧 (※赤字は省庁間で連携する取組)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
キャンペーンの 方向性・実施内容	準備期間			梅雨明け	盛夏期	残暑・台風
手法	暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ			梅雨明けに特に熱中症のリスクが高い ことを国民へ注意喚起	一般的な熱中症対策を呼びかけ	残暑や災害時における 熱中症の注意喚起
1. 報道発表						
消防庁	「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の月毎の確定値（月報）及び5～9月の集計結果について報道発表					
気象庁	・熱中症警戒アラートの運用開始 （環境省と連携）【下旬予定】 ・気象庁HP熱中症ポータルサイトによる 情報提供について【下旬予定】					
環境省	・熱中症警戒アラートの運用開始 （気象庁と連携）【下旬予定】 ・環境省熱中症予防情報サイトにおける暑 さ指数（WBGT）の情報提供について【中 旬予定】 ・SNSを活用した熱中症警戒アラートの 情報配信について【下旬予定】	・熱中症警戒アラートと日傘レンタルサー ビスとの連携について【中旬予定】 ・民間企業との熱中症予防に係る連携につ いて【下旬予定】	大型ビジョンによる熱中症予防対策の情報 発信について【下旬予定】			
2. 各種団体への普及啓発						
スポーツ庁	小・中・高等学校の指導主事向けの協議会や体育連盟の会議等で注意喚起を実施【6月中旬～8月下旬予定】					
農林水産省	関係団体や都道府県等の農業関係者が参画 する会議において、熱中症の対策の徹底を 周知【中旬予定】					
経済産業省	業界団体からの呼びかけ【月上旬予定】					
気象庁	各地の气象台において、地方公共団体、関係機関説明会などの機会に、 熱中症警戒アラート等の普及啓発、ポスター掲示、リーフレット等の配布 （環境省と連携）【4月上旬～5月下旬予定】					
環境省	各関係団体への周知を通して熱中症予 防啓発【月上旬予定】					
熱中症警戒アラート等の熱中症予防対策に関するポスター・リーフレット等での普及啓発（気象庁と連携）						
3. ホームページ、SNS等での情報発信、注意喚起						
消防庁	消防本部における熱中症予防啓発取組事例 集の更新	予防啓発コンテンツによる注意喚起【7月～8月予定】				
「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の週毎の速報値（週報）、月毎の確定値（月報）、5～9月の集計結果をホームページに掲載						
・消防庁特設ホームページ等による予防のための普及啓発（全府省庁連携） ・消防庁ツイッターによる注意喚起（全府省庁連携）						
文部科学省	・熱中症予防のための教材カード作成及び 学校安全Webに公開（JSC）【月上旬予定】 ・文科省学校安全ポータルサイトにお いて熱中症事故の防止について注意喚 起（全府省庁連携）【下旬予定】			熱中症の注意喚起のための教材カード作成 及び学校安全Webに公開（JSC）【月上旬 予定】		
ポータルサイト等による熱中症予防についての注意喚起（全府省庁連携）						
スポーツ庁	保健体育教員向けの研修で注意喚起【5月 下旬予定】	スポーツ庁SNSで注意喚起（全府省庁連携）【5月下旬～9月下旬予定】				
厚生労働省	熱中症予防について厚生労働省SNSで注意喚起（全府省庁連携）【5月中旬～9月下旬予定】					
ポータルサイト等による熱中症予防のための普及啓発（全府省庁連携）						
	熱中症による死傷労働災害件数を公表					
農林水産省	熱中症警戒アラートの発出に連動した MAFFアプリでの発信の運用を開始。 （環境省・気象庁と連携）【下旬予 定】		高温等に伴う農産物等の被害防止に向けた 技術指導と合わせ、熱中症の注意喚起等を 想定。		台風接近に伴う農産物等の被害防止に向け た技術指導と合わせ、熱中症の注意喚起等 を想定。	
熱中症リスクの高い時期に合わせ、MAFFアプリ、SNSを始めとした様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、注意喚起情報等を提供。（全府省庁連携）						

熱中症予防強化キャンペーンにおける関係府省庁取組一覧（※赤字は省庁間で連携する取組）

キャンペーンの方向性・実施内容 手法	4月	5月 準備期間	6月	7月 梅雨明け	8月 盛夏期	9月 残暑・台風
	暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ			梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起	全般的な熱中症対策を呼びかけ	残暑や災害時における熱中症の注意喚起
経済産業省	エアコン早期点検の呼びかけの開始（環境省と連携）【上旬予定】（全府省庁連携）					
国土交通省	国交省SNSによる注意喚起（全府省庁連携）					
観光庁			・訪日外国人旅行者等に対してJNTOのSNSで熱中症等関連情報を発信する（全府省庁連携）【6月～9月予定】 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」において熱中症警戒アラート等の熱中症情報のプッシュ通知を実施（環境省・気象庁と連携）【6月～9月予定】			
気象庁				・梅雨明けの熱中症警戒に関する発表（環境省と連携）【梅雨明け予定】 ・各地の気象台が開催する「お天気フェア」における普及啓発（ポスター掲示、リーフレット配布等）【7月下旬～8月下旬予定】		
		「高温に関する早期天候情報」、「高温に関する気象情報」、「熱中症警戒アラート」など熱中症対策向けの気象情報の的確な発信、気象庁防災ツイッター活用（全府省庁連携）【5月上旬～9月下旬予定】				
環境省	・エアコン早期点検の呼びかけの開始（経産省と連携）【上旬予定】 ・環境省ツイッターの活用（全府省庁連携）【上旬予定】			・梅雨明けの熱中症警戒に関する発表（気象庁と連携）【梅雨明け予定】 ・熱中症予防に関する政府広報の活用（テレビ・ラジオ）【7月下旬予定】		
	環境省熱中症予防情報サイトやSNSで、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）等の熱中症予防情報を発信（全府省庁連携）【4月下旬～9月下旬予定】					
4. イベント						
厚生労働省 （農林水産省、国土交通省、環境省）	STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン準備期間		STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン（主催：厚労省、後援：農水省、国交省、環境省）【5月～9月予定】			
環境省			熱中症対策シンポジウムの開催【上旬予定】		熱中症予防普及啓発イベント【上・中旬予定】	
5. 東京オリンピック・パラリンピック						
消防庁、厚生労働省、国土交通省、観光庁、環境省	多言語のリーフレットやうちわ等の啓発資料を作成し、HP等で発信					
環境省				オリパラ競技会場周辺暑さ指数を熱中症予防情報サイトで提供開始【上旬予定】		
6. 通知・事務連絡						
内閣府防災	被災地に対する必要な周知等					
消防庁	被災住民等の熱中症対策についての事務連絡を各都道府県、各消防本部に向けて発出					
				熱中症予防対策の強化についての事務連絡を各都道府県、各消防本部に発出		
文部科学省	熱中症事故の防止についての事務連絡を各都道府県教育委員会等に発出【5月、6月下旬予定】					
スポーツ庁		熱中症事故防止についての事務連絡を各都道府県、スポーツ関係団体等に発出【下旬予定】				
厚生労働省		熱中症予防の普及啓発・注意喚起についての事務連絡を都道府県等に発出【中旬予定】		熱中症予防の普及啓発・注意喚起についての事務連絡を都道府県等に発出【中旬予定】		
	災害発生時に避難所における熱中症予防についての事務連絡を地方公共団体に向けて発出					
農林水産省		気温の上昇する時期に合わせ、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する通知を発出【上旬予定】				
環境省	・災害発生時の熱中症対策についての事務連絡を地方公共団体等に向けて発出 ・避難所等での暑さ指数（WBGT）の表示についての事務連絡を地方公共団体等に向けて発出					
			今夏の災害発生時の熱中症対策についての事務連絡を地方公共団体に向けて発出【中旬予定】			